

委託業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

道内で発生している産業廃棄物の排出量及び処理状況等を調査することにより、実態把握と将来予測を行い、廃棄物行政の推進に必要な基礎資料として、北海道における適正処理やリサイクルの推進に資することを目的とする。

3 業務の内容

下記のとおり、道並びに札幌市、旭川市及び函館市（以下「道内政令市」という。）に提出された下記の産業廃棄物に係る報告書及び関係機関で作成している文献に加え、過去の業務の成果品を組み合わせて調査することにより、道内各地域の産業廃棄物の排出量、処理状況等の実態を把握するとともに、過去の処理状況を踏まえて将来予測を行い、報告書を作成する。

(1) 調査対象期間

令和元年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで

(2) 調査対象廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令に定められている産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とし、種類は別表1のとおりとする。

なお、一般廃棄物処理施設において処理されている産業廃棄物（あわせ産業廃棄物）も調査対象に含める。

(3) 調査に利用する報告書等

ア 道に提出された報告書

委託者は、各報告者から提出を受けた次の報告書を受託者に貸与する。

(ア) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書

(イ) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書

(ウ) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書

※ 未提出である報告者に対しては、後述のとおり督促を行う。

- イ 循環資源利用促進税調定実績
委託者は、調定実績を受託者に提供する。
- ウ 道内政令市に提出された産業廃棄物の処理実績に係る報告書
委託者は、道内政令市から入手した資料を受託者に提供する。
- エ 関係機関で作成している文献：排出量の実績値として使用
受託者は関係機関で作成し、公開している既存の文献（最新版）を入手する。
調査に使用する既存の文献の例を以下に示す。
 - (ア) 農業の廃プラスチック類：園芸用施設の設置等の状況（農林水産省）
 - (イ) 動物のふん尿：畜産統計（農林水産省）
 - (ウ) 動物の死体：家畜共済統計表（農林水産省）
 - (エ) 漁業の廃プラスチック類：水産系廃棄物発生量等調査（北海道水産林務部水産振興課）
- オ 関係機関で作成している文献：活動量指標として使用
受託者は関係機関で作成し、公開している既存の文献（最新版）を入手する。
調査に使用する既存の文献の例を以下に示す。
 - (ア) 経済センサス（総務省統計局）
 - (イ) 北海道統計書（北海道総合政策部情報統計局統計課）
 - (ウ) 畜産物流調査（農林水産省）
- カ 平成 29 年度及び平成 30 年度実績に係る北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務報告書等（当該業務を受託した業者から委託者に提出があった当該報告書作成に係る調査方法、使用した活動量指標・原単位・パラメーター等がわかるものを含む。）

(4) 業務処理計画

- 業務の契約締結後、2 週間以内に業務処理計画書を提出すること。
なお、業務の遂行にあたっては、委託者と協議しながら進め、計画に変更が生じた場合、業務処理計画書を修正すること。

(5) 調査内容

- ア 実績報告書の督促・確認
 - (3) アの報告書のうち、(ウ) について、未提出である報告者に対して督促を行う。督促は、1 回目を書面で、2 回目は電話で行う。提出及び督促の状況については、一覧表として委託者に報告すること。
 - また、記入に誤りがあると思われる場合、報告者に対して確認及び修正依頼を行い、適正な報告値を入手した上で、下記イの集計作業を行うこと。

イ 道に提出された報告書の集計

(3) アの報告書について、下表のとおり集計を行う。

	報告書名	集 計 表
(ア)	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書	産業廃棄物処理計画書集計表 特別管理産業廃棄物処理計画書集計表
(イ)	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書	産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表
(ウ)	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書入力表及び集計表 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理実績報告書提出・督促状況一覧表

※ (ア) 及び (イ) について、それぞれ畜産と畜産以外に区分すること。また、報告内容を全て入力した上で地域別に集計すること。

※ (ウ) について、入力表及び集計表を作成すること。

ウ 調査項目

次の項目について、調査を行う。

(ア) 産業廃棄物種類別処理状況（廃棄物の流れのすべての状況）

(イ) 産業廃棄物業種別処理状況（廃棄物の流れのすべての状況）

(ウ) 産業廃棄物地域別処理状況（廃棄物の流れのすべての状況）

(エ) 産業廃棄物種類別地域別排出量・中間処理量・再生利用量・減量化量・最終処分量

(オ) 産業廃棄物種類別業種別排出量・中間処理量・再生利用量・減量化量・最終処分量

(カ) 産業廃棄物種類別処理方法別中間処理量

(キ) 産業廃棄物種類別用途別再生利用量

(ク) 排出地域別処理処分先地域別中間処理量・最終処分量（合計値のほか、種類別の数量を調査すること。種類は、汚泥、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじんの計6種類とする。）

(ケ) 種類別業種別発生量原単位

※1 地域別とは、道内17地域（14（総合）振興局及び3道内政令市）とする。

※2 業種別とは、日本標準産業分類に基づく別表2の業種の事業所を対象とする。

※3 処理状況とは、別図に示す流れ図の項目とし、項目ごとに年間の量を取りまとめる。なお、別図中の用語については、別表3に示す。

エ 調査方法

産業廃棄物の排出量及び処理状況の調査は、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針 改訂版（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 平成22年4月）に基づき行う。

調査結果は、(3)イ 循環資源利用促進税調定実績及び(5)イ 道に提出された報告書の集計結果と比較し、異常値となっていないか等、結果の妥当性を十分に検討すること。なお、異常値が発見された場合、関係者へのヒアリング等によって、原因を調査、分析すること。原因を調査、分析した内容については、任意様式でとりまとめ、委託者に提出すること。

オ 分析及び将来予測

上記エの結果、「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）及び前年度までの調査結果等を比較検討し、第5次北海道廃棄物処理計画における目標値を踏まえ、道内の産業廃棄物処理の傾向や課題について分析する。

将来予測についても、上記エの結果、「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）及び前年度までの調査結果等を勘案し、種別、業種別の発生量、排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の将来予測値を推計すること。令和2年度から令和11年度までの各年度について将来予測値を算出すること。

カ 報告書の作成

本業務で得られた結果から、委託者と協議の上、報告書を作成すること。

4 成果品

(1) 納入成果品

- ア 北海道産業廃棄物処理状況調査結果 報告書
 - イ アの作成に係る調査方法、使用した活動量指標・原単位・パラメーター等がわかるもの
 - ウ 産業廃棄物処理計画書集計表
 - エ 特別管理産業廃棄物処理計画書集計表
 - オ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表
 - カ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表
 - キ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書入力表
 - ク 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書集計表
 - ケ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理実績報告書提出・督促状況一覧表
 - コ 受託者が督促又は修正依頼による再提出により入手した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書
- ※ アはA4版冊子（40部）を納入すること。また、全ての成果品（ア～コ）をDVD-ROMに保存し納入すること。

(2) 納入期限

令和3年(2021年)1月29日(金)

ただし、各成果品の作成が終了した時点で、電子データを速やかに委託者に提出し、内容の確認を受け、随時修正作業を実施すること。上記納入期限は、修正作業完了後の完成品の納入期限とする。

5 その他

(1) 委託者との協議

受託者は、調査の方法、結果のとりまとめ方法等に関して、不明な点が生じた場合や、結果の異常値を発見した場合等、都度、委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

別表1 調査対象とする産業廃棄物の種類一覧

No.	産業廃棄物の種類	細分類
1	燃え殻	燃え殻、 <u>特定有害</u>
2	汚泥	有機性汚泥、下水汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、 <u>特定有害</u>
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、廃溶剤、固形油、油泥、油付着物等、廃油・ <u>廃酸混合物</u> 、 <u>燃えやすい廃油</u> 、 <u>特定有害</u>
4	廃酸	廃酸、 <u>強酸</u> 、 <u>特定有害</u>
5	廃アルカリ	廃アルカリ、 <u>強アルカリ</u> 、 <u>特定有害</u>
6	廃プラスチック類	廃プラスチック類、タイヤ
7	紙くず	
8	木くず	
9	繊維くず	
10	動植物性残さ	
11	動物系固形不要物	
12	ゴムくず	
13	金属くず	
14	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	
15	鉱さい	鉱さい、 <u>特定有害</u>
16	がれき類	コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、その他
17	動物のふん尿	
18	動物の死体	
19	ばいじん	ばいじん、 <u>特定有害等</u>
20	処分するために処理したもの	
21	建設系混合廃棄物	
22	廃石こうボード	
23	廃家電品	
24	<u>廃バッテリー</u>	
25	廃自動車	
26	水銀廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、 <u>廃水銀等</u>
27	<u>感染性廃棄物</u>	
28	<u>PCB 廃棄物等</u> 、 <u>PCB 汚染物</u>	
29	<u>廃石綿等</u>	
30	その他産業廃棄物	

※ 波線_____は特別管理産業廃棄物

別表2 調査対象とする業種一覧

日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号。以下「新分類」という。）の分類による次表の業種について、調査対象とすること。中分類に記載があり、小分類に記載がないものは、中分類に該当するすべての小分類に該当する業種を対象とする。

なお、各業種に係る「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、調査対象に含めない。

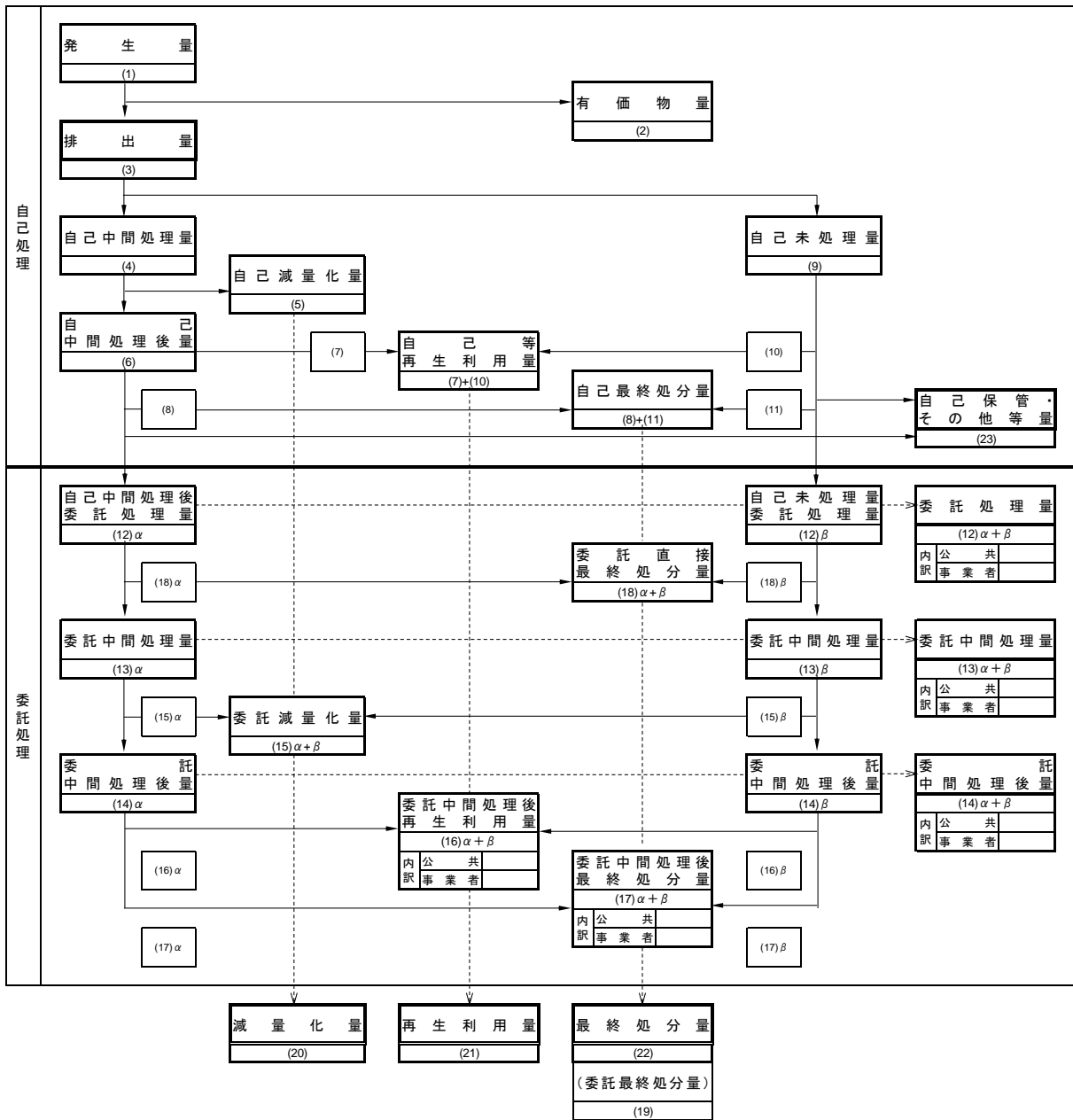
（事業所データが平成19年総務省告示第618号以前の分類（以下「旧分類」という。）によるものであるときは、旧分類の該当する業種を調査対象とし、新分類により整理すること。）

大分類	中分類	小分類・細分類
A 農業、林業	01 農業	011 耕種農業 012 畜産農業
	02 林業	
B 漁業	03 漁業	
	04 水産養殖業	
C 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	052 石炭・亜炭鉱業
		053 原油・天然ガス鉱業
		054 採石業、砂・砂利・玉石採取業
		055 窯業原料用鉱物鉱業
D 建設業	06 総合工事業	
	07 職別工事業	
	08 設備工事業	

E 製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業	
	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	361 上水道業 362 下水道業
G 情報通信業	41 映像・音声・文字情報制作業	413 新聞業 414 出版業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業	
I 卸売業、小売業	52 飲食物品卸売業 54 機械器具卸売業 56 各種商品小売業 59 機械器具小売業	591 自動車小売業

	60 その他の小売業	593 機械器具小売業 605 燃料小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 74 技術サービス業	711 自然科学研究所 741 獣医業 746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業	781 洗濯業 (7812 洗濯物取次業を除く。) 7993 写真プリント、現像・焼付業
P 医療、福祉	83 医療業	831 病院 832 一般診療所 833 歯科診療所
Q 複合サービス事業	87 協同組合	871 農林水産業協同組合
R サービス業	89 自動車整備業 95 その他のサービス業	952 と畜場

別図 産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図



別表3 産業廃棄物の発生及び処理状況の流れ図の用語の定義

項目	番号	定義	
発 生 量	(1)	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物	
有 価 物 量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理等することなく、他者に有償で売却した量	
排 出 量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有価物量を除いた量	
自己処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己減量化量	(5)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己中間処理後量	(6)	(4)の自己中間処理された後の廃棄物量
	自己中間処理後再生利用量	(7)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(8)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理量	(9)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己未処理自己再生利用量	(10)	(9)の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(9)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託中間処理後量	(14)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(15)	(13)の委託中間処理から(14)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(16)	(14)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(17)	(14)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託直接最終処分量	(18)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されことなく最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	委託業者等で最終処分された量
減 量 化 量	(20)	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計	
再 生 利 用 量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計	
最 終 処 分 量	(22)	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計	
自己保管・その他等量	(23)	排出事業者が自ら保管した量、又は(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、(8)、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量	